



発行：大阪市企業人権推進協議会／〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

会長就任にあたって

大阪市企業人権推進協議会
会長賀須井 良有



今年5月の総会におきまして、当協議会の会長に選任されました住友電気工業株式会社の賀須井でございます。会長就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

会員企業の皆さんにおかれましては、平素より当協議会の事業運営や活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

昨年から、新型コロナウイルス感染症の拡大・小康状態が繰り返され、今年度におきましてもウイルスは依然として猛威を振るっておりますが、当協議会におきましては、昨年の経験を活かし、本部総会・支部総会の書面開催、また啓発研修の対面（会場）とオンラインの柔軟な設定による実施等、引き続き細心の注意を払い事業を推進していく所存です。

さて、企業活動と人権に関しましては、ご存じのとおり職場におけるパワーハラスマント対策が「改正労働施策総合推進法」により、2022年4月1日からは中小企業においても義務化される予定です。こうした法の整備・充実はもちろんのこと、「すべての人々の人権を実現する」とするSDGsをはじめ、国際的な取り組みや基準からも、企業は、人権を尊重し、自主的な行動により問題を公正に解決していくことが期待されています。

その一方で、残念ながら現状は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やエッセ

ンシャルワーカー、これらの方々のご家族などに対する偏見や差別が重大な社会問題となっていることをはじめ、人権に関しては問題の発生が後を絶たないという実態にあります。

こうしたなか、企業としては、自らの事業活動において影響を受けるあらゆる人びとの人権を侵害しないこと、人種・民族・国籍・宗教・年齢・性別・性自認・性的指向・障がいの有無などに関係なくキャリアの機会を提供しダイバーシティの推進に取り組んでいくこと等が強く求められていると言えます。そのためにはトップをはじめ従業員全員が、こうしたことをしっかりと理解・認識するとともに、人権問題を自らの問題として捉え、人権を守るために行動につなげていく力を持つことが重要であり、そのためのエンジンは、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に掲げられていますように、繰り返しの人権啓発の推進であります。

当協議会の設立目的に「企業市民の立場から人権啓発の充実と就職の機会均等を図る等、人権尊重社会の実現に資する」とあります。この目的を再認識し、2021年度事業計画に基づき、人権尊重に向けた諸施策を着実に推進すべく、尽力してまいります。

会員の皆さまや大阪市をはじめとする関係機関の皆さま方には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

人権が守られる社会を応援します 大阪市企業人権推進協議会

私たちの主な活動

- ①啓発研修会、講演会の開催
- ②人権情報の発信
- ③研修企画、資料、教材の紹介
- ④地域における各種啓発事業への協力
- ⑤就職差別撤廃月間等の街頭啓発活動

回観

大阪市企業人権推進協議会

2021年度の体制と主な活動方針

■活動基本方針

- ・人権を尊重した明るい社会づくりのために、さまざまな人権問題に取り組む企業組織として、組織の充実と活動の強化を図る
- ・経営環境が厳しいなか、人権を尊重とした企業経営の確立を促進するため、人権と経営の両面に役立つ事業活動に取り組む

■重点活動方針

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 組織力の強化 | ④ 大阪市委託事業の推進 |
| ② 事業活動の活性化 | ⑤ 関係機関、関係団体との連携・協力の推進 |
| ③ 会員事業所の維持拡大 | |

2021年度 役員体制

会長	住友電気工業(株)	中央区支部	副会長	損害保険ジャパン(株)	中央区支部
総括(企画)担当副会長	住友電気工業(株)	中央区支部	副会長	(株)ダイエー	北区支部
総括(運営)担当副会長	日産大阪販売(株)	西区支部	副会長	のぞみ信用組合	中央区支部
副会長	関西ペイント(株)	中央区支部			

今年度総会も、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染拡大に伴い緊急事態宣言が発せられる中、政府・大阪府によるイベント等の自粛要請があるため、例年、ヴィアーレ大阪で開催していた総会は、書面開催としました。代議員総数、234名に郵送した議案書に対する「議案審議」を、5月10日～18日に実施し、各議案を承認(206名)とする代議員多数のもと、可決、承認されました。

具体的な活動方針は、次のとおりです。

1 組織力の強化

- ・本部体制の強化を図り、区支部幹事企業の拡大等、区支部組織強化に向けた支援を行う。
- ・円滑な区支部活動のために、新任支部長・区支部役員に対する各種支援を行う。
- ・効果的な区支部活動のために、区支部の財政についてフォローする。
- ・「区支部運営マニュアル」にそった区支部体制を確立・維持する。
- ・副会長会議、本部幹事会等、本部の取り組みにおける事務局機能を強化する。
- ・リニューアルしたホームページについて、組織力強化に向けた活用の推進を図る。

2 事業活動の活性化

- ・全会員対象に満足度・効果の高い研修事業を推進する。
- ・区支部における事業活動に対するサポートを継続する。
- ・積極的に会員特典・会員サービスの情報を提供し、会員企業に満足度の高い会員サービスを提供する。
- ・啓発視聴覚教材(DVD)の貸し出しを行う。
- ・大阪市委託事業の取り組みを強化し、研修事業者として大阪市、その他関係機関並びに社会からの信頼が得られる事業活動に取り組む。

3 会員事業所の維持・拡大

- ・大阪府開催の公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」に参加する非会員に対する加入勧奨を推進する。
- ・研修事業に参加する非会員に対する加入勧奨活動を推進する。
- ・区支部総会、研修事業不参加事業所等に対し、訪問等による退会防止活動に取り組む。

4 大阪市委託事業の推進

- ・人権啓発基礎講座、人権啓発スキルアップ講座、経営層人権啓発講座、労務・人権啓発ブロック別講座など
- 「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の推進を目的とした市内企業・事業所等への「企業啓発推進事業」を推進する。
- 実施に当たっては、対面形式もしくはオンライン形式で開催する。

5 関係機関、関係団体との連携・協力の推進

- ・大阪市人権啓発・相談センター、市内区役所等との連携強化に取り組む。
- ・大阪府、大阪労働局、大阪市内公共職業安定所等の行政機関や(一社)部落解放・人権研究所、(一財)大阪府人権協会、大阪企業人権協議会等の人権啓発・研究団体とは定期的に情報交換を行い、必要な事業連携・協力関係を維持する。



人権啓発推進功労企業及び 功労者への会長表彰受賞の紹介

多年にわたり企業の人権啓発の取り組みに特に功労がありました会員事業所及び個人に、
功労企業・功労者への表彰状が贈られました。

功労企業

西日本旅客鉄道株式会社(北区)
関西ペイント株式会社(中央区)
株式会社大阪市開発公社(中央区)
トヨタカローラ新大阪株式会社(淀川区)

株式会社三社電機製作所(東淀川区)
昌栄印刷株式会社(生野区)
サラヤ株式会社(東住吉区)

功労者

岩雲 啓二(東洋紡(株)本社 北区)
中東 宏一((株)NTT ビジネスアソシエ西日本 都島区)

岩崎 芳紀(関西ペイント株式会社 中央区)
浜田 博文(サントリースピリッツ株式会社 港区)

会長表彰の対象

功労企業：大阪市企業人権推進協議会の会長、副会長、本部幹事、区支部長として4年以上活動している事業所
功 労 者：大阪市企業人権推進協議会の会長、副会長、本部幹事、区支部長として3年以上任に就かれた個人

令和3年度人権啓発基礎講座に参加して ···

企業活動と人・人権のつながりを考える ～ビジネスと人権とは？～

講師：大阪経済法科大学 大阪経済法科大学 国際学部 教授 菅原絵美さん



国際人権法、ビジネスと人権を専門分野とされている菅原さんから、YouTube配信により「企業活動と人・人権のつながりを考える」と題して、講演を受講しました。

企業の社会的責任(CSR)とは、企業と社会(ステークホルダー=株主、従業員、顧客、環境、コミュニティ、NPO/NGO、政府等)の相互関係からなり、①企業の社会的影響力、②ステークホルダーの期待・圧力、③企業の社会的関与、④市場におけるCSRへの指示、評価等があり、国際標準化機構の国際規格：ISO26000においては、組織の決定および活動が社会および環境に及ぼす影響に対して組織が担う責任をSR(社会的責任)と定義されています。企業の取り組みがステークホルダーに対し、十分知られているということ(透明性の確保)が重要となり、CSRはその企業の関係(サプライチェーンやバリューチェーン)の中で実践されます。

企業における人権とは、労働・人事、サービスの提供、調達等の6つの項目と自社(自社グループ)、

バリューチェーン等の労働者、消費者ユーザー、地域住民をマッピング資料(ワークシート)に当てはめることで企業活動と人・人権のつながりを確認することができます。

ビジネスと人権の視点においては、人権への影響や会社とのつながり等の高低差を円形に示した人権優先度マップを利用することで人権リスクの優先度をとらえることができ、近年では、17の持続可能な開発目標(SDGs)との関係や国連「ビジネスと人権に関する指導原則」ならびに日本政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」から、直接的・間接的に人権を侵害しないこと(人権の尊重)、積極的に人権の促進を取り組むこと(人権の支持)が求められている。

企業活動と人・人権のつながりは、企業活動のあるる局面に及び、対策をとるには、組織トップ自らが責任者としてリーダーシップを取り、方針、体制や仕組みを整え、取り組みの進捗を評価、公表していくことが不可欠であり、人権は経営課題であることを認識することができた講演でした。

此花区支部 櫻井 真司



貴支部、貴事業所での人権研修に使える新着DVDを購入しましたので、是非ご活用ください。既に、これまでにも紹介させていただいております「ビデオ・DVD」につきましては、当協議会のHPに掲載していますのでご覧ください。

貸出しは無料です

タイトル	企画意図・概要等	上映時間
今そこにいる人と、 しっかり出会い 一同和問題 (2020年)	同和問題はわが国固有の人権問題であり、日本の長い歴史の発展の中で形作られた身分差別によって、形成されたものです。生まれた場所や住んでいる場所だけで偏見をもたれ、差別されるという理不尽な差別といえます。いま、現代社会でもさまざまな差別問題が起こっています。本作では、同和問題について理解を深めていただくと同時に、同和問題をモチーフに、人が人とがしっかりと出会い、差別とどう向き合っていくかについてのヒントになる教材です。	24分
パワハラを学ぶ ～基礎から防止対策まで～	20分で知る「パワハラ」決定版 働く人の3人に1人がパワハラを受けたことがあるという実態が明らかになりました。全国の労働局に寄せられるパワハラの相談も7万件を超え毎年増え続けています。「パワハラを学ぶ」では、パワハラの被害や同僚から相談を受けた時の対応、相手のモチベーションをアップさせる指導法等についてイラストやデータを豊富に盛り込んでわかりやすく解説しています。	20分
“どう叱る”“どう育てる” パワーハラスメントにならない指導のポイント	パワハラにならない指導のノウハウ、良好なコミュニケーションのために必要なこと等を、管理職と部下がそれぞれの立場で語るドラマを通して具体的に分かりやすく解説しています。明日から活かせるヒントが得られる実践的な作品です。	23分

※「啓発ビデオ・DVD」の貸出しを希望される方は、事務センターまでお電話ください (船場センタービル3号館303号室 ☎ 06-4705-6152)

これまでの行事と 今後の予定

5月19日	本部総会(書面開催)
6月	各区支部総会(順次書面開催)
6月14~25日	就職差別撤廃月間・街頭キャンペーン(中止)
6月17~18日	第1回人権啓発スキルアップ講座(オンライン)
7月16日	第46回部落解放・人権西日本夏期講座(オンライン)
7月21日	同和・人権問題啓発講座(管理職層)
7月21日	多民族共生人権研究集会(オンライン)
8月 4日	第2回人権啓発基礎講座(クレオ大阪中央)
8月 4日	新任区支部役員オリエンテーション(大阪産業創造館)
8月 4日	第1回本部幹事会(支部長含む)(大阪産業創造館)
8月20日	第52回部落解放・人権夏期講座(高野山)
9月10日	経営層人権啓発講座(中央公会堂)
10月 8日	労務・人権啓発ブロック別講座(Cブロック)(東成区民センター)
10月26日	第2回本部幹事会(支部長含む)(大阪産業創造館)
11月 2日	第2回人権啓発スキルアップ講座(東成区民センター)
10月24日~11月 7日	WEB人権・同和問題企業啓発講座【基礎講座】
11月 7日~11月21日	WEB人権・同和問題企業啓発講座【時事講座】
11月10~11日	部落解放研究第54回全国集会(北九州市)
11月16日	労務・人権啓発ブロック別講座(Aブロック)(北区民センター)

スケジュール

会費納入のお礼

今年度の会費を3月25日に請求をいたしましたところ、多数の会員事業所から、お振込みをいただきました。どうもありがとうございます。

なお、まだお振込みをいただいている会員事業所がございましたら、7月中旬に会費請求書を再送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ただいま、会員募集中！

現在、当「市企業人権協」では、会員を募集しています。貴事業所の関連事業所やお知り合いの事業所をご紹介ください。

当会には、市内の約2,700事業所が加入し、企業の立場から公正採用選考、人権啓発の充実や人権尊重の社会の実現をめざして様々な取り組みをしています。

そしてその取り組みの“輪”を更に、大きなものとしていくため、ぜひご加入いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

※入会の手続きは、大阪市企業人権推進協議会のホームページから出来ます。

ホームページ <http://www.oc-jinken.org>

お問い合わせ: 大阪市企業人権推進協議会・事務センター Tel.06-4705-6152

大阪市企業人権推進協議会

事務センター/〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

ホームページ

<http://www.oc-jinken.org>

クリック!